

基 発 0428 第 14 号
保 発 0428 第 8 号
令 和 8 年 4 月 28 日

日本機械工業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について

厚生労働行政の推進について、日頃より格段の御協力を賜り、御礼申し上げます。「今後の労働安全衛生対策について(建議)」(令和7年1月17日労審発第1650号)及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第89号)等を踏まえ、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」(令和2年12月23日付け基発1223第5号・保発1223第1号。以下「通知」という。)別紙について、新旧対照表のとおり改正することとしましたので、その趣旨を御理解の上、引き続き、事業者と保険者とが緊密に連携して労働者の健康管理等にお取り組みいただくとともに、貴下会員その他関係機関等に周知いただくよう、お願い申し上げます。

なお、改正後の通知の別紙は別添のとおりです。

○「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」(令和2年12月23日付け基発1223第5号・保発1223第1号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知)別紙等 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別紙)</p> <p>定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について</p> <p>1. 定期健康診断等の結果の情報提供等の事業者と保険者の連携の基本的な考え方</p> <p>保険者は、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)に基づく法定義務の保健事業として、特定健康診査及び特定保健指導を行っている。事業者は健康保険料の一部を負担し、保険者の運営に関わっている。保険者が特定健康診査及び特定保健指導等の保健事業を的確に実施し、医療費適正化に取り組むとともに、制度間の健診の重複を避けるためには、事業者と保険者が緊密に連携し、定期健康診断等の結果を事業者から保険者に迅速かつ確実に情報提供する必要がある。</p> <p>このため、高確法では、労働者が労働安全衛生法(昭和47年</p>	<p>(別紙)</p> <p>定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について</p> <p>1. 定期健康診断等の結果の情報提供等の事業者と保険者の連携の基本的な考え方</p> <p>保険者は、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)に基づく法定義務の保健事業として、特定健康診査及び特定保健指導を行っている。事業者は健康保険料の一部を負担し、保険者の運営に関わっている。保険者が特定健康診査及び特定保健指導等の保健事業を的確に実施し、医療費適正化に取り組むとともに、制度間の健診の重複を避けるためには、事業者と保険者が緊密に連携し、定期健康診断等の結果を事業者から保険者に迅速かつ確実に情報提供する必要がある。</p> <p>このため、高確法では、労働者が労働安全衛生法(昭和47年</p>

法律第 57 号。以下「安衛法」という。)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受診した場合は、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとし、保険者から特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施のために健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないこととされている。

また、事業者から保険者に安衛法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながり、また、労働者が健康になることによって企業の生産性向上、経営改善及び経済成長にもつながるため、労働者及び事業者の双方にとって、取組を進めていくことが望ましいものである。このため、安衛法第 70 条の2第1項の規定に基づき、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第1号)に健康保持増進対策の推進体制を確立するための事業場外資源として「医療保険者」を位置づける等、労働者の健康保持増進の措置として、保険者との連携を推進している。

さらに、令和3年 10 月からは、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健康診査情報等を閲覧することができる仕組みが稼働しており、事業者から保険者に提供された定期健康診断等の結果は、保険者を通じてオンライン資格確認等システムに格納されること

法律第 57 号。以下「安衛法」という。)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受診した場合は、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとし、保険者から特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施のために健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないこととされている。

また、事業者から保険者に安衛法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながり、また、労働者が健康になることによって企業の生産性向上、経営改善及び経済成長にもつながるため、労働者及び事業者の双方にとって、取組を進めていくことが望ましいものである。このため、安衛法第 70 条の2第1項の規定に基づき、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第1号)に健康保持増進対策の推進体制を確立するための事業場外資源として「医療保険者」を位置づける等、労働者の健康保持増進の措置として、保険者との連携を推進している。

さらに、令和3年 10 月からは、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健康診査情報等を閲覧することができる仕組みが稼働しており、事業者から保険者に提供された定期健康診断等の結果は、保険者を通じてオンライン資格確認等システムに格納されること

で、特定健康診査情報としてマイナポータルを用いた本人閲覧の用に供することができるようになっている。

加えて、令和4年1月からは、健康保険法(大正 11 年法律第70 号。以下「健保法」という。)等において、保険者から保健事業の実施のために健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないこととされている。これにより、保険者は、特定健康診査の対象年齢(40～74 歳)の労働者に加え、40 歳未満の労働者の定期健康診断等の結果についても情報を取得することができ、それに基づく保健指導等を行うことが可能となっている。

その他、令和7年1月にとりまとめられた労働政策審議会の建議においては、月経随伴症状や更年期障害等の女性特有の健康課題について、一般健康診断の機会を活用し、女性労働者本人への気づきを促し、必要な場合には産婦人科医等女性特有の健康課題に係る診療を専門とする医師への早期受診の勧奨や女性特有の健康課題に対する配慮について申し出を行いやすい職場づくりにもつながるよう、本通知が示す一般健康診断問診票に女性特有の健康課題に係る質問を追加することが適当であることが示され、女性特有の健康課題への対応の推進が期待されている。

(略)

2. 定期健康診断等及び特定健康診査の実施と保険者への情

で、特定健康診査情報としてマイナポータルを用いた本人閲覧の用に供することができるようになっている。

加えて、令和4年1月からは、健康保険法(大正 11 年法律第70 号。以下「健保法」という。)等において、保険者から保健事業の実施のために健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、その記録の写しを提供しなければならないこととされている。これにより、保険者は、特定健康診査の対象年齢(40～74 歳)の労働者に加え、40 歳未満の労働者の定期健康診断等の結果についても情報を取得することができ、それに基づく保健指導等を行うことが可能となっている。

(略)

2. 定期健康診断等及び特定健康診査の実施と保険者への情

報提供の方法等

(1) 定期健康診断等及び特定健康診査の一体的な実施

特定健康診査では、既往歴の聴取において服薬歴(※)及び喫煙習慣を聴取することとしている。労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)に規定する定期健康診断等では、既往歴の調査項目に服薬歴及び喫煙歴が位置づけられていないが、事業者と保険者が緊密に連携して労働者の健康増進に取り組む必要があり、服薬歴及び喫煙歴の有無は特定保健指導の対象者の抽出に不可欠な調査項目であること、定期健康診断等では従来からこれらを聴取している場合が多いことから、今後は、原則として、定期健康診断等と特定健康診査の検査項目が同時に実施されるようにすることとし、特定健康診査の必須項目である服薬歴及び喫煙歴を含む問診については別添1を用いて行い、その結果を保険者に提供すること。

ただし、別添1中の女性特有の健康課題に係る質問とその結果については、労働者本人にのみ提供され、事業者には提供されないことから、同様に、保険者に提供される問診の結果の対象とはならないことに留意すること。

なお、定期健康診断等において実施される既往歴及び業務歴の調査、自覚症状の有無の検査について、別添1の問診票の項目以外の項目は医師の判断により適宜追加すること。

何らかの事情により別添1以外の問診票を用いざるを得ず、また、安衛則に基づく健康診断個人票に服薬歴及び喫煙歴の有

報提供の方法等

(1) 定期健康診断等及び特定健康診査の一体的な実施

特定健康診査では、既往歴の聴取において服薬歴(※)及び喫煙習慣を聴取することとしている。労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)に規定する定期健康診断等では、既往歴の調査項目に服薬歴及び喫煙歴が位置づけられていないが、事業者と保険者が緊密に連携して労働者の健康増進に取り組む必要があり、服薬歴及び喫煙歴の有無は特定保健指導の対象者の抽出に不可欠な調査項目であること、定期健康診断等では従来からこれらを聴取している場合が多いことから、今後は、原則として、定期健康診断等と特定健康診査の検査項目が同時に実施されるようにすることとし、特定健康診査の必須項目である服薬歴及び喫煙歴を含む問診については別添1(令和6年4月1日からは別添1の2。以下同じ。)を用いて行い、その結果を保険者に提供すること。

なお、定期健康診断等において実施される既往歴及び業務歴の調査、自覚症状の有無の検査について、別添1の問診票の項目以外の項目は医師の判断により適宜追加すること。

何らかの事情により別添1以外の問診票を用いざるを得ず、また、安衛則に基づく健康診断個人票に服薬歴及び喫煙歴の有

無が記載されていない場合でも、事業者がこれらに関する情報を定期健康診断等の問診等により把握している場合には、健康診断個人票の写しと併せて、その結果を保険者に提供すること。

また、定期健康診断等の実施時に服薬歴及び喫煙歴について聴取を行わなかった場合は、保険者が労働者個人に対して直接に聴取を行う可能性がある旨を周知すること。

なお、定期健康診断等の各検査項目の取り扱いについては、「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」(平成 29 年8月4日付け基発 0804 第4号。令和8年4月 28 日一部改定)を参照すること。

(※)服薬歴については、血圧を下げる薬、血糖を下げる薬又はインスリン注射、コレステロールや中性脂肪を下げる薬の使用の有無について聴取することとしている。

(2) 定期健康診断等の結果の保険者への情報提供の方法等

無が記載されていない場合でも、事業者がこれらに関する情報を定期健康診断等の問診等により把握している場合には、健康診断個人票の写しと併せて、その結果を保険者に提供すること。

また、定期健康診断等の実施時に服薬歴及び喫煙歴について聴取を行わなかった場合は、保険者が労働者個人に対して直接に聴取を行う可能性がある旨を周知すること。

なお、血糖検査の取扱いについては、「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」(令和2年 12 月 23 日付け基発 1223 第7号)により、定期健康診断等において、ヘモグロビン A1c 検査を血糖検査として認めるとともに、随時血糖による血糖検査を行う場合は食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除いて実施すること、また、血中脂質検査の取扱いについては、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」(令和5年3月 31 日付け基発 0331 第 12 号)により、令和6年4月1日からは、トリグリセライド(中性脂肪)の量の検査は、やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪により検査を行うことを可とすることとしたため、特定健康診査における取扱いと揃っていることに留意すること。

(※)服薬歴については、血圧を下げる薬、血糖を下げる薬又はインスリン注射、コレステロールや中性脂肪を下げる薬の使用の有無について聴取することとしている。

(2) 定期健康診断等の結果の保険者への情報提供の方法等

①(略)

②定期健康診断等の結果の情報提供に関する必要な取決め等
高確法及び健保法等に基づく保険者への定期健康診断等の結果の情報提供を適切に実施するためには、2(2)①の電子的な標準記録様式に対応している健診実施機関にこれを委託することが望ましい。事業者は、自ら保険者への情報提供を行うことが困難な場合には、事務的な負担の軽減になることや保険者への定期健康診断等の結果の円滑な提供に資すること等から、定期健康診断等の実施を委託することについて健診実施機関と契約する際に、事業者により健診実施機関が保険者に定期健康診断等の結果を提供することについて予め契約で取り決め、健診実施機関を通じて保険者へ定期健康診断等の結果を提供すること。ただし、この場合においても、女性特有の健康課題に係る質問とその結果については、労働者本人にのみ提供されるものである他、定期健康診断等の結果以外の健診結果について本人の同意が得られていない場合、事業者及び保険者に提供できないことから、事業者と健診実施機関との間の契約においてこれら情報の提供範囲や事前の同意等手続きについて適切に実施されるようあらかじめ定めておく必要がある。上記について契約する事業者及び健診実施機関については、別添2の契約書のひな形を参考にされたい。

なお、事業者と健診実施機関が保険者に定期健康診断等の結果を提供することについて予め契約で取り決めていない場合

①(略)

②定期健康診断等の結果の情報提供に関する必要な取決め等
高確法及び健保法等に基づく保険者への定期健康診断等の結果の情報提供を適切に実施するためには、2(2)①の電子的な標準記録様式に対応している健診実施機関にこれを委託することが望ましい。事業者は、自ら保険者への情報提供を行うことが困難な場合には、事務的な負担の軽減になることや保険者への定期健康診断等の結果の円滑な提供に資すること等から、定期健康診断等の実施を委託することについて健診実施機関と契約する際に、事業者により健診実施機関が保険者に定期健康診断等の結果を提供することについて予め契約で取り決め、健診実施機関を通じて保険者へ定期健康診断等の結果を提供すること。上記について契約する事業者及び健診実施機関については、別添2の契約書のひな形を参考にされたい。

なお、事業者と健診実施機関が保険者に定期健康診断等の結果を提供することについて予め契約で取り決めていない場合

等には、保険者においては、

- ・ 事業者に対して高確法及び健保法等に基づく定期健康診断等の結果の提供を求める際に、別添3を参考に健診実施機関に対する当該結果提供を依頼する書類を提示して事業者の同意を得た上で、
- ・ 当該書類に基づいて、健診実施機関から加入者に係る当該結果の提供を受けること

が考えられる。事業者においては、健診実施機関が保険者に定期健康診断等の結果を提供することについて予め契約で取り決めていない場合等には、上記の保険者への結果の提供に同意する方法等を通じて、保険者への円滑な結果提供に向けて協力いただきたい。

また、健診実施機関から保険者に定期健康診断等の結果を円滑に提供するためには、受診者の保険者番号や被保険者等記号・番号(以下「被保険者等記号・番号等」という。)が必要である。このため、定期健康診断等の実施時に、受診者本人にマイナ保険証等を持参してもらうこと、記入欄を設けた別添1の問診票を活用して受診者本人に記載してもらうこと等により、受診者本人から健診実施機関にこれらが提供されるよう、事業者は受診者に対して説明すること。事業者は、健診実施機関がこれらを確認する際に受診者本人に協力を促すこと等、必要に応じて、健診実施機関がこれらの情報を把握できるよう協力すること。

等には、保険者においては、

- ・ 事業者に対して高確法及び健保法等に基づく定期健康診断等の結果の提供を求める際に、別添3を参考に健診実施機関に対する当該結果提供を依頼する書類を提示して事業者の同意を得た上で、
- ・ 当該書類に基づいて、健診実施機関から加入者に係る当該結果の提供を受けること

が考えられる。事業者においては、健診実施機関が保険者に定期健康診断等の結果を提供することについて予め契約で取り決めていない場合等には、上記の保険者への結果の提供に同意する方法等を通じて、保険者への円滑な結果提供に向けて協力いただきたい。

また、健診実施機関から保険者に定期健康診断等の結果を円滑に提供するためには、受診者の保険者番号や被保険者等記号・番号(以下「被保険者等記号・番号等」という。)が必要である。このため、定期健康診断等の実施時に、受診者本人に健康保険被保険者証等を持参してもらうこと、記入欄を設けた別添1の問診票を活用して受診者本人に記載してもらうこと等により、受診者本人から健診実施機関にこれらが提供されるよう、事業者は受診者に対して説明すること。事業者は、健診実施機関がこれらを確認する際に受診者本人に協力を促すこと等、必要に応じて、健診実施機関がこれらの情報を把握できるよう協力すること。

また、健診実施機関から保険者への提供をより円滑かつ正確に行うため、受診者の被保険者等記号・番号等を保有している事業者は、定期健康診断等の実施の委託契約を締結した健診実施機関に、受診者に係る被保険者等記号・番号等を事前に提供することが重要である。事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において被保険者等記号・番号等を含む個人データの取扱いに関する業務の一部を健診実施機関に委託することに伴って当該個人データを提供する場合、当該健診実施機関は第三者に該当しないため、あらかじめ本人の同意を得る必要はないが、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び関係法令に基づいて適切に実施すること(※)。その際、上記について契約する事業者及び健診実施機関は、別添2の契約書のひな形を参考にされたい。

高確法に基づき、事業者が保険者への提供のみを目的として定期健康診断等の結果のデータを作成又は送付する場合は、それに要した費用を保険者に請求して差し支えないこととなり、当該事務を健診実施機関に委託した場合についても、委託された健診実施機関が当該費用を保険者に請求して差し支えない。一方で、それ以外の場合における費用については、事業者、保険者及び健診実施機関等の間で、納得できる方法、形態等を十分に協議して対応すること。

上記の契約の他、定期健康診断等の結果の提供に関する必

また、健診実施機関から保険者への提供をより円滑かつ正確に行うため、受診者の被保険者等記号・番号等を保有している事業者は、定期健康診断等の実施の委託契約を締結した健診実施機関に、受診者に係る被保険者等記号・番号等を事前に提供することが重要である。事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において被保険者等記号・番号等を含む個人データの取扱いに関する業務の一部を健診実施機関に委託することに伴って当該個人データを提供する場合、当該健診実施機関は第三者に該当しないため、あらかじめ本人の同意を得る必要はないが、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び関係法令に基づいて適切に実施すること(※)。その際、上記について契約する事業者及び健診実施機関は、別添2の契約書のひな形を参考にされたい。

高確法に基づき、事業者が保険者への提供のみを目的として定期健康診断等の結果のデータを作成又は送付する場合は、それに要した費用を保険者に請求して差し支えないこととなり、当該事務を健診実施機関に委託した場合についても、委託された健診実施機関が当該費用を保険者に請求して差し支えない。一方で、それ以外の場合における費用については、事業者、保険者及び健診実施機関等の間で、納得できる方法、形態等を十分に協議して対応すること。

上記の契約の他、定期健康診断等の結果の提供に関する必

要な取決め等は、事業者、保険者及び健診実施機関等の間で、納得できる方法、形態等を十分に協議し、定期健康診断等の実施を保険者に委託する又は共同して実施する契約等を締結するなど、円滑な連携を確保いただきたい。なお、健診実施機関と保険者において、特定健診のデータの作成・提供に係る契約をしている場合には、当該契約を参考に定期健康診断等のデータの作成・提供をしていただきたい。

(※)事業者は個人情報取扱事業者として、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならず(個人情報保護法第 17 条)、被保険者等記号・番号等の取扱いが当該利用目的の範囲内であることを明確にすること。また、個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いを委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない(同法第 25 条)、同法第 23 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう監督を行うこと。詳しくは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成 28 年 11 月(令和 4 年 9 月一部改正)個人情報保護委員会)等を参照いただきたい。

(3) (略)

3. (略)

4. (略)

要な取決め等は、事業者、保険者及び健診実施機関等の間で、納得できる方法、形態等を十分に協議し、定期健康診断等の実施を保険者に委託する又は共同して実施する契約等を締結するなど、円滑な連携を確保いただきたい。なお、健診実施機関と保険者において、特定健診のデータの作成・提供に係る契約をしている場合には、当該契約を参考に定期健康診断等のデータの作成・提供をしていただきたい。

(※)事業者は個人情報取扱事業者として、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならず(個人情報保護法 17 条)、被保険者等記号・番号等の取扱いが当該利用目的の範囲内であることを明確にすること。また、個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いを委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない(同法第 25 条)、同法第 23 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう監督を行うこと。詳しくは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成 28 年 11 月(令和 4 年 9 月一部改正)個人情報保護委員会)等を参照いただきたい。

(3) (略)

3. (略)

4. (略)

別表(～令和9年3月31日)

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係

(中略)

注1)「標準的な健診・保健指導プログラム」(厚生労働省健康局)第2編別紙3に定められている質問項目中の以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者に対して提供を求めることができる。貧血、20歳からの体重変化、30分以上の運動習慣、歩行又は身体活動、歩行速度、食べる時の状態、食べ方、食習慣、飲酒、飲酒量、睡眠、生活習慣の改善、保健指導の希望(令和6年度からは特定保健指導の受診歴)

注2)健康保険法に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、実施基準第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他同法第150条第1項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって保険者が必要と認める情報である(健康保険法施行規則第153条の4)。

別表

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係

(中略)

注1)「標準的な健診・保健指導プログラム」(厚生労働省健康局)第2編別紙3に定められている質問項目中の以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者に対して提供を求めることができる。貧血、20歳からの体重変化、30分以上の運動習慣、歩行又は身体活動、歩行速度、食べる時の状態、食べ方、食習慣、飲酒、飲酒量、睡眠、生活習慣の改善、保健指導の希望(令和6年度からは特定保健指導の受診歴)

注2)健康保険法に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、実施基準第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他同法第150条第1項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって保険者が必要と認める情報である(健康保険法施行規則第153条の4)。

注3) 血中脂質検査の取扱いについては、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」(令和5年3月31日付け基発0331第12号)により、令和6年4月1日からの取扱いとする。

別表(令和9年4月1日～)

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目と高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係

		労働安全衛生法 (定期健康診断)	高齢者医療確保法 (実施基準第2条)
	既往歴	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
	業務歴	<input type="radio"/>	
	自覚症状	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
	他覚症状	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
	身長	<input type="radio"/> #1	<input type="checkbox"/>
	体重	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
	BMI	<input type="radio"/> #2	<input type="checkbox"/>
	腹囲	<input type="radio"/> #3	<input type="checkbox"/>
	視力	<input type="radio"/>	
	聴力	<input type="radio"/>	
	胸部エックス線検査	<input type="radio"/>	
	血圧	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
貧血検査	血色素量	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>

	赤血球数	<u>○</u>	<u>□</u>
肝機能検査	AST(GOT)	<u>○</u>	<u>□</u>
	ALT(GPT)	<u>○</u>	<u>□</u>
	<u>γ-GT(γ-GTP)</u>	<u>○</u>	<u>□</u>
血中脂質検査	LDL コレス テロール		
	(Non-HDL コレステロー ル)	<u>○</u> ^{#4}	<u>□</u>
	HDL コレス テロール	<u>○</u>	<u>□</u>
	血清トリグリ セライド(空 腹時中性脂 肪)	<u>●</u>	<u>□</u>
	血清トリグリ セライド(随 時 中 性 脂 肪)	<u>●</u> ^{#5}	<u>□</u>
血糖検査	空腹時血糖	<u>●</u>	<u>□</u>
	HbA1c	<u>●</u>	<u>□</u>
	随時血糖	<u>●</u> ^{#6}	<u>□</u>

尿検査	尿糖	<u>○</u>	<u>□</u>
	尿蛋白	<u>○</u>	<u>□</u>
心電図検査		<u>○</u>	<u>□</u>
血清クレアチニン検査 (eGFR)		<u>○</u>	<u>□</u>
質問票	服薬歴	<u>※</u>	<u>□</u>
	既往歴	<u>※</u>	<u>□</u>
	貧血	<u>※</u>	<u>□</u>
	喫煙	<u>※</u>	<u>□</u>
	20歳からの 体重変化	<u>※</u>	<u>□</u>
	30分以上 の運動習慣	<u>※</u>	<u>□</u>
	歩行又は身 体活動	<u>※</u>	<u>□</u>
	歩行速度	<u>※</u>	<u>□</u>
	食べる時の 状態	<u>※</u>	<u>□</u>
	食べ方	<u>※</u>	<u>□</u>
	食習慣	<u>※</u>	<u>□</u>
	飲酒	<u>※</u>	<u>□</u>
	飲酒量	<u>※</u>	<u>□</u>
	睡眠	<u>※</u>	<u>□</u>

	<u>生活習慣の改善</u>	※	<input type="checkbox"/>
	<u>保健指導の希望(令和6年度からは特定保健指導の受診歴)</u>	※	<input type="checkbox"/>

○・・・労働安全衛生法の定期健康診断の必須項目

●・・・労働安全衛生法の定期健康診断の選択実施項目

□・・・高齢者医療確保法で保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目

※・・・特定健康診査の検査項目であるため、別添1の間診票を活用して同時に聴取すべき項目

#1・・・医師が必要でないと認めるときは省略可。

#2・・・算出可。

#3・・・以下の者については医師が必要でないと認める時は省略可。

1 妊娠中の女性そのほかの者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断されたもの

2 BMI(次の算式により算出したものをいう。以下同じ。)が

20 未満である者

$BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$

3 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者 (BMIが 22 未満の者に限る。)

#4・・・血清トリグリセライド (中性脂肪) が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール (総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの) で評価を行うことができる。

#5・・・食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することが必要。

#6・・・食直後 (食事開始時から 3.5 時間未満) の採血は避けることが必要。また、食事開始時から何時間後に採血したか、健康診断結果として記載することが必要。

注1) 「標準的な健診・保健指導プログラム」 (厚生労働省健康局) 第2編別紙3に定められている質問項目中の以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者に提供を求めることができる。貧血、20 歳からの体重変化、30 分以上の運動習慣、歩行又は身体活動、歩行速度、食べる時の状態、食べ方、食習慣、飲酒、飲酒量、睡眠、生活習慣の改善、保健指導の希望 (令和6年度からは特定保健指導の受診歴)

注2) 健康保険法に基づき保険者が事業者等に対して提供を求

めることができる健康診断に関する記録の写しは、実施基準第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他同法第150条第1項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって保険者が必要と認める情報である(健康保険法施行規則第153条の4)。

(削除)

別添1

一般健康診断問診票

健康保険被保険者証等(健康保険証)に記載されている記号、番号(枝番)、保険者番号を転記してください。記載いただいた場合は、記号・番号を健診結果とともに加入する保険者へ提供し、健診結果の管理に活用いたします。番号(枝番)□-□□の「-□□」の部分が枝番です。健康保険証に「-□□」に該当する番号の記載がない場合には、空欄としてください

記号:

--	--	--	--	--	--	--	--

番号(枝番):

				二	
--	--	--	--	---	--

保険者番号:

--	--	--	--	--	--	--	--

団体・会社名:

所属部署名:

氏名:

生年月日: 年 月 日 年齢: 歳 性別: 男・女

No	質問項目	回答
1	これまでに、重量物の取扱いの経験がありますか。	①はい ②いいえ
2	これまでに、粉塵の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
3	これまでに、激しい振動を伴う業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
4	これまでに、有害物質の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
5	これまでに、放射線の取扱いのある業務経験がありますか。	①はい ②いいえ
6	現在の職場では、どのような勤務体制で働いていますか。	①常時日勤 ②常時夜勤 ③交替制(日勤と夜勤の両方あり)
7	現在の職場での、直近1ヶ月間の1日あたりの平均的な労働時間はどのぐらいですか。	①6時間未満 ②6時間以上 ③8時間未満

		③8時間以上 10時間未満 ④10時間以上
8	現在の職場での、直近1ヶ月間の1週間あたりの平均的な労働日数はどのぐらいですか。	①3日間未満 ②3日間以上 5日間未満 ③5日間 ④6日間以上
	現在、a から c の薬の使用の有無*	
9	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
10	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
11	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
12	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
13	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
14	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかか	①はい ②いいえ

	<u>っているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。</u>	<u>いえ</u>
15	<u>医師から、貧血といわれたことがありますか。</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
16	<u>現在、たばこを習慣的に吸っていますか。（※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計 100 本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近 1 ヶ月間も吸っている者）</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
17	<u>20 歳の時の体重から 10kg 以上増加していますか。</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
18	<u>1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 日以上、1 年以上実施していますか。</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
19	<u>日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施していますか。</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
20	<u>ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
21	<u>食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。</u>	<u>①何でもかんで食べることができる</u> <u>② 歯や歯ぐ</u>

		<u>き、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある</u> <u>③ほとんどかめない</u>
<u>22</u>	<u>人と比較して食べる速度が速いですか。</u>	<u>①速い ②ふつう</u> <u>③遅い</u>
<u>23</u>	<u>就寝前の 2 時間以内に夕食をとることが週に 3 回以上ありますか。</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
<u>24</u>	<u>朝昼夕の 3 食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。</u>	<u>①毎日</u> <u>②時々</u> <u>③ほとんど摂取しない</u>
<u>25</u>	<u>朝食を抜くことが週に 3 回以上ありますか。</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
<u>26</u>	<u>お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)はどの位の頻度で飲みますか。</u>	<u>①毎日②時々</u> <u>③ほとんど飲まない(飲めない)</u>
<u>27</u>	<u>飲酒日の1日当たりの飲酒量はどの位で</u>	<u>①1合未満</u>

	すか。日本酒1合(180ml)の目安:ビール中瓶1本(約500ml)、焼酎25度(110ml)、ウイスキーダブル杯(60ml)、ワイン 2杯(240ml)	②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3合以上
28	睡眠で休養が十分とれていますか。	①はい ②いいえ
29	運動や食生活等の生活習慣を改善しようと思っていますか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね6か月以内) ③近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(6か月未満)

別添1
一般健康診断問診票
(中略)

No.	質問項目	回答
既往歴、業務歴及び自他覚症状(労働安全衛生法に基づく項目)		
労働安全衛生法第 66 条第1項に基づき記載いただく項目として、同法第 66 条の5に基づき事業者が回答者に対して就業上の配慮等の措置を行うため必要な情報として回答結果を		

		⑤既に改善に取り組んでい る(6か月以 上)
30	生活習慣の改善について保健指導を受 ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②い え
31	何か健康について相談したいことがあり ますか。	①はい ②い え

※医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。
*本問診票は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等と高
齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の項目
を同時に実施する場合の、標準的な問診票です。

別添1の2
一般健康診断問診票
(中略)

No.	質問項目	回答

健診機関から事業者に提出いたします。		
1 ～ 8	(略)	(略)
9	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
10	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
11	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	①はい ②いいえ
12	医師から、貧血といわれたことがありますか。	①はい ②いいえ
服薬歴、喫煙歴及び一般的な健康に関する質問項目		

1 ～ 8	(略)	(略)
	現在、a から c の薬の使用の有無*	
9	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
10	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
11	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
12	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
13	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
14	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	①はい ②いいえ
15	医師から、貧血といわれたことがありますか。	①はい ②いいえ

事業者への結果提供に同意いただいた場合は、回答結果を健診機関から事業者に提出いたします。

	<u>現在、a から c の薬の使用の有無*</u>	
13	a. <u>血圧を下げる薬</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
14	b. <u>血糖を下げる薬又はインスリン注射</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
15	c. <u>コレステロールや中性脂肪を下げる薬</u>	<u>①はい ②いいえ</u>
16 ～ 31	(略)	(略)

女性特有の健康課題に係る質問

本項目は、回答者の個々の回答結果を健診機関から事業者、保険者等に提供することはありません。ただし、同じ事業者に所属する回答者の回答の匿名化された集計結果(10人以上の場合に限る。)については、女性の健康課題に配慮した職場環境の改善等のため事業者、保険者等から提供依頼があった場合は、健診機関から事業者、保険者等に提供します。

ご自身の結果についてこの集計の対象とされることを希望しない場合はチェックを入れてください。

16 ～ 31	(略)	(略)

32	女性特有の健康課題(月経困難症、月経前症候群、更年期障害など)で職場において困っていることがありますか。	①はい ②いいえ
----	--	----------

※医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。

*本問診票は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の項目を同時に実施する場合の、標準的な問診票です。

**「女性特有の健康課題に係る問診」の運用については、「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68776.html

別添2 健康診断等委託契約書
(略)

別添3 健康診断結果提供依頼書
(略)

※医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。

*本問診票は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の項目を同時に実施する場合の、標準的な問診票です。

別添2 健康診断等委託契約書
(略)

別添3 健康診断結果提供依頼書
(略)